

お客さまをサポートします。

NIA
自動車保険

ご自身の補償

人身傷害補償特約

自動車事故によるケガの治療費・休業損害・精神的損害などを補償

人身傷害補償特約をセットすることにより、お客さまの過失の有無にかかわらず、**確実な補償***を受けられます。

例えば… 自動車事故で相手方とご自身の過失割合が60%（相手方）：40%（ご自身）で
ご自身の損害額が5,000万円、人身傷害保険金額が5,000万円の場合



示談の成立を待たずに、保険金額を限度に弊社が人身傷害保険金をお支払いします。



*人身傷害補償特約に定める「人身傷害補償特約損害額算定基準」に従い、被保険者ごとに保険金額を限度にお支払いします。

被保険自動車搭乗中のみ補償特約 ご契約の自動車に搭乗中の事故に補償の範囲を限定することもできます。

搭乗者傷害保険

ご契約の自動車に搭乗中の方が自動車事故により死傷された場合に、死亡保険金、後遺障害保険金および医療保険金をお支払いします。

自損事故保険 **対人賠償に自動セット**

ご契約の自動車の自損事故などにより、自動車の所有者、運転者または同乗中の方が死傷され、自賠責保険等から保険金が支払われない場合に保険金をお支払いします。
※人身傷害補償特約で保険金をお支払いする場合には適用しません。

無保険車傷害保険 **対人賠償に自動セット**

無保険車との事故で、搭乗者が死亡または後遺障害を被って、相手方から十分な補償が受けられない場合、自動車に係る事故（車内および車外）を対象として保険金をお支払いします。

ご契約条件 運転者年齢条件・各種割引の適用により、自動車の使用状況に合わせた条件設定が可能です。

運転者年齢条件 [対象車種：自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車] [対象となる方：記名被保険者、その配偶者およびそれらの同居の親族]

年齢条件	運転者の年齢	20歳以下	21～25歳	26歳以上
年齢を問わず補償		○	○	○
21歳以上補償		×	○	○
26歳以上補償*		×	×	○

*記名被保険者の保険始期日時点における年齢により10歳ごとに保険料が異なります。 ○:補償されます ×:補償されません

各種割引制度

<p>優良運転者 (ゴールド免許)割引</p> <p>12%割引</p> <p>保険始期日時点で有効な、記名被保険者の運転免許証の色が、「ゴールド」の場合に適用されます。</p>	<p>新車割引</p> <p>【対象車種：自家用（普通・小型）乗用車】</p> <p>10%割引</p> <p>保険始期日の属する月が、ご契約の自動車の初登録年月の翌月から起算して25か月以内の場合に適用されます。</p>	<p>運転者本人・配偶者限定割引</p> <p>【対象車種：自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車】</p> <p>6%割引</p> <p>運転される方の範囲を、記名被保険者とその配偶者に限定する場合に適用されます。それら以外の方が運転中に事故を起こした場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。</p>	<p>セカンドカー割引 (複数所有新規契約)</p> <p>7等級からのスタート</p> <p>1台目*のご契約が11等級以上の方は、2台目以降のご契約が7等級が適用され、保険料が割引となります。なお、1台目、2台目以降とも自家用8車種で記名被保険者が個人の方に限りです。 *1台目のご契約は他の保険会社等の場合も適用されます。</p>	<p>ASV割引</p> <p>【対象車種：自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車】</p> <p>9%割引</p> <p>AEB(衝突被害軽減ブレーキ)が装備され、かつ、適用対象期間内にある場合に適用されます。</p>
---	---	--	--	--

ノンフリート等級別料率制度

ご契約台数が9台以下のノンフリート契約には、前契約の有無、前契約の事故の件数等を保険料に反映させるノンフリート等級別料率の割増・割引制度があります。この制度は、1～20等級の「等級区分」および「事故有無区分」によって割増・割引が決定されます。
『等級区分』は、前契約の保険期間中に事故がなければ、前契約の等級に「1」を加え、事故があれば、保険事故1件につき原則として「3」（3等級ダウン事故）または「1」（1等級ダウン事故）を引いた等級となります。
『事故有無区分』は、事故有係数適用期間¹⁾が「1」～「6」年のときは「事故有の割増引率」（割増率が大きい）を適用し、事故有係数適用期間²⁾が「0」年のときは「無事故の割増引率」（割増率が小さい）を適用します。
〔注〕事故有係数適用期間とは、ノンフリート等級別係数における事故有係数を適用すべき期間（保険始期日時点における残り適用年数）をいいます。

- 【1等級ダウン事故】
・車両保険で火災・爆発・盗難・台風・竜巻・洪水・落着・窓ガラス破損・いたずらなどの原因により保険金をお支払いする事故をいいます。
【ノーカウント事故】
・無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険、人身傷害補償特約、代車費用補償特約、事故付随費用補償特約、ファミリーバイク特約、ファミリーバイク人身傷害補償特約もしくは弁護士費用等補償特約の保険金のみまたはこれらの組み合わせの保険金をお支払いした事故については、事故がなかったものとして取り扱います。
- 【3等級ダウン事故】
・ノーカウント事故および1等級ダウン事故以外の事故を3等級ダウン事故として取り扱います。

保険料払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を一時に払い込む方法と分割して払い込む方法があります。詳細は、保険料の払込方法に関する書面をご確認ください。

ご契約締結時のご注意

- ご契約締結時には、保険契約申込書の記載事項に間違いがない十分に確認の上、お申込みください。また、事実と相違している場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。なお、ご契約者と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にこのパンフレットの内容をお伝えください。
- 前契約の保険会社（JA共済、全労済、全自共を含みます。）が他の保険会社等の場合でも、前年のノンフリート等級、事故の有無および事故有係数適用期間などによって適用等および割増・割引率を決定します。※前契約の内容（事故の有無など）を前保険会社等に確認させていただきます。
- 自動車を購入され、新規で自動車保険をお申込みの際は、車検証等写しのご提出をお願いします。
- 記名被保険者が個人であるノンフリート契約で、かつ、ご契約の自動車の用途車種が自家用8車種の場合は、保険始期日時点において有効な記名被保険者の運転免許証を確認させていただきます。

ご契約締結後のご注意

ご契約締結後、下記のいずれかに該当する変更が生じた場合は、ただちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
■ご契約の自動車を譲渡等により入れ替えるとき ■ご契約の自動車を譲渡・廃車されたとき ■保険証券の住所を変更されたとき ■運転者年齢条件を変更される時 ■運転される方の範囲を変更される時（運転者本人・配偶者限定特約等の変更） ■ご契約の自動車の改造、高価な付属品（カーナビゲーション等）の取付け・取外し等によりご契約の自動車の車両価額が著しく増加・減少するとき ■上記のほか、保険金額の増減、特約の追加・削除等によりご契約内容の条件を変更されるとき

保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合には、保険会社の業務または財産の状況によって、保険金・解約返戻金のお支払いが一定期間凍結されたり、保険金額が削減されたりすることがあります。なお、自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の補償の対象となり、保険金や解約返戻金は80%まで補償されます。なお、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

もしも事故にあわれたら

- ◆ただちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。相手方との示談交渉または事故にあった自動車を修理される場合には、事前に弊社にご連絡のうえ、承認を得てください。弊社が承認する前に修理に着手された場合には、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。
- ◆被保険者に代わって示談交渉をお引受けします。
対人・対物賠償事故について、被保険者および被害者の同意が得られれば、弊社が示談交渉をお引受けし、事故の解決にあたります。
※対人賠償事故で自賠責保険等のご契約が締結されていない場合、または被保険者が協力を拒まれた場合等には、示談交渉をお引受けできないことがあります。
- ◆被害者からの直接請求
対人・対物賠償事故について、被害者の方が損害賠償額を弊社に直接請求することができます。この場合、ご契約者の同意を得たうえで被害者との示談交渉によって損害賠償額を確定し、保険金をお支払いします。
- このパンフレットは、NIA自動車保険の概要をご説明したものです。保険金のお支払条件、ご契約の手続き、その他この保険の詳細な内容は「重要事項等説明書」および「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご覧ください。なお、ご不明の点につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づいて保険契約の締結、保険料の領収・領収証の発行、保険契約の管理業務を行っています。

事故の際は取扱代理店または弊社にご連絡ください。

夜間（平日午後5時～午前9時）
土曜日・日曜日・祝日は、右記のフリーダイヤルをご利用ください。
0120-117-438

無料ロードアシスタンスサービス（受付時間：24時間365日）

対人賠償、対物賠償、搭乗者傷害（または人身傷害補償特約）のすべてにご加入のノンフリート契約、およびフリート契約が対象です。
0120-222-759

【保険に関するご質問・ご相談・苦情等は】

取扱代理店または右記の弊社営業店にご連絡ください。

【弊社の契約する指定紛争解決機関】

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンプスマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申し立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

◀一般社団法人保険オンプスマン▶

電話：03-5425-7963 受付時間：土日、祝日、年末年始等を除く 午前9時～12時、午後1時～5時
ホームページアドレス：https://www.hoken-ombs.or.jp/

ザ・ニュー・インディア・アシュランス・カンパニー・リミテッド
（ニューインディア保険会社）

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1（エステック情報ビル）
TEL:03-5326-7396(代表) FAX:03-5326-7211

お問い合わせ先

NL19-025 2020.07 第3版

The New India Assurance Company Limited

NIA
The New India Assurance Co. Ltd.

2020年10月改定版

この保険は、自動車（記名被保険者が個人の自家用8車種）の所有・使用・管理に起因する賠償責任・傷害・車両損害等の補償をご希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿わない場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。

NIA自動車保険 (NIAP)



ニューインディア保険会社



NIA自動車保険は、充実した補償で

- 対象のご契約** 記名被保険者(ご契約の自動車を主に使用される方)が個人の場合のみ対象となります。
- 対象の自動車** ◆家用(普通・小型・軽四輪)乗用車 ◆家用(小型・軽四輪)貨物車
◆家用普通貨物車(0.5ト以下・0.5ト超2ト以下) ◆特種用途自動車(キャンピング車)の家用8車種です。

相手方への賠償

対人賠償 自動車事故で他人を死傷させ、法律上の賠償責任を負うとき
自賠責保険等で支払われる額を超える部分に対して保険金をお支払いします。

対物賠償 自動車を運転中の事故で他人の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うとき
▶ 対人・対物とも保険金額無制限をおすすめします!!

●過去の高額賠償例

対人	3億8,281万円 名古屋地裁/男性・29歳・会社員・後遺障害	対物	1億2,036万円 福岡地裁/酷切で電柱と衝突。電車脱線し家屋破壊
----	------------------------------------	----	--------------------------------------

示談交渉サービス付 事故の際は、一方的に追突された場合を除き、弊社がお客さまに代わって相手方とのわずらわしい示談交渉をお引受けします。

プラス 【オプション】
対物超過修理費用特約 **おすすめ**
対物事故で、相手方の自動車の修理費*が時価額を上回り、被保険者がその差額を負担した場合に、修理費*から時価額を差し引いた額に対して保険金をお支払いする特約です。修理費*と時価額の差額にご自身の過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。
*修理費とは、実際に修理を行った場合で、自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。

自動セット 貸主に迷惑をかけない
他車運転危険補償特約 他人から借用した自動車(所定の条件があります。)で事故を起こした場合、保険金をお支払いします。所定の条件は、◆各種特約の概要「他車運転危険補償特約」をご参照ください。

車両の補償

車両保険

大切な車両の補償は「一般車両保険」または「車対車+限定A」の2つのプランからお選びください。

<p>一般車両保険</p> <p>偶然な事故によりご契約の自動車が被害を被ったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> 車対車+限定Aで補償される事故 電柱・ガードレール等に衝突、あて逃げ 墜落・転覆 	<p>車対車+限定A</p> <p>お支払対象となる事故を限定したプランです</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の自動車*との衝突 火災・盗難・いたずら・落着・飛来中の他物との衝突 台風・洪水・高潮
---	--

プラス 【オプション】
地震・噴火・津波危険[車両損害]補償特約をおすすめします。
通常の車両保険で補償されない「地震もしくは噴火およびこれらによる津波によって生じた損害」に対して保険金をお支払いします。

事故時の免責金額(自己負担額) 1回目の事故による免責金額を「0円」または「5万円」、2回目以降の事故による免責金額を「10万円」とする「0・10」、「5・10」などの増額方式、および事故回数に関係なく免責金額を「0円」「5万円」「10万円」などとする定額方式があります。

オプション — お客さまのご希望によりセットできる特約 —

- プラス** **弁護士費用等補償特約** **おすすめ**
自動車事故により被保険者が他人から死傷させられたり、財物に損害を受け、法律上の損害賠償請求をする場合に必要となる弁護士費用、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いする特約です。◆弁護士費用保険金 300万円限度 ◆法律相談費用保険金 10万円限度
- プラス** **車両全損時臨時費用特約** (5%・10%)
ご契約の自動車が全損*になったとき、買替え、廃車等の諸費用としてお支払いします。
*全損とは、修理費等で保険金額以上のお支払いとなる場合をいいます。
- プラス** **身の回り品補償特約** 事故でこわれた身の回りを補償!
ご契約の自動車の車室内・トランク内に収容またはキャリアに固定された日常生活に使用する個人所有の動産に生じた損害に対して保険金をお支払いします。
- プラス** **事故付随費用補償特約** 事故による思わぬ出費を補償!
車両事故によりご契約の自動車が自力で走行できなくなった場合に、被保険者が負担した次の費用に対して保険金をお支払いします。
◆臨時宿泊費用 ◆臨時帰宅費用 ◆搬送・引取費用 ◆キャンセル費用
- プラス** **ファミリーバイク特約**
ご家族が、原動機付自転車を運転中の事故について、保険金をお支払いします。対人・対物賠償と自損事故保険が補償の対象になります。
- プラス** **代車費用補償特約** ご契約の自動車の修理中、代車を補償!
ご契約の車両保険で車両保険金のお支払対象となる事故によりご契約の自動車が使用できなくなった場合に、レンタカー等の代車を利用したことにより、被保険者が負担した費用に対して保険金をお支払いします。

自動車保険の補償内容

補償項目	対象となる損害	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合(×)				
車両保険 ^(注1)	○種類が「一般」の車両保険の場合 衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮、その他の偶然な事故によってご契約の自動車に生じた損害に対してお支払いします。 ○種類が「車対車+限定A」の車両保険の場合 ご契約の自動車と相手自動車との衝突または接触によってご契約の自動車に生じた損害に対してのみ、保険金をお支払いします。ただし、相手自動車の登録番号等ならびに運転者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限り、さらに火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮、その他の偶然な事故によってご契約の自動車に生じた損害に対してお支払いします。	○全損 「全損」とは、ご契約の自動車の損傷を修理することができない場合 ^(注2) または修理費が保険価額以上となる場合をいい、保険価額のお金をお支払いします。 (※)車両の盗難にあり、発見できなかった場合を含みます。 ○分損の場合 「分損」とは、修理費が保険価額未満となる場合をいい、損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額をお支払いします。	酒や薬を飲んだ状態で運転した 無資格運転または運転免許の期限満了等の影響	父母や配偶者に対する損害賠償	競って生じた損害または傷害	地震噴火津波による損害または傷害	台風洪水高潮による損害または傷害
対人賠償保険	対人事故により、被保険者が(保険契約により補償を受けられる方)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金をお支払いします。	損害賠償額をお支払いします。1回の事故につきお支払額に制限はありませんが、被害者1名につきお支払額は、保険金額が限度となります。	×	×	×	×	
対物賠償保険	対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	○損害賠償額をお支払いします。1回の事故につきお支払額は、保険金額が限度となります。 ○保険証券に免責金額(自己負担額)の記載がある場合は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。	×	×	×	×	
自損事故保険 ^(注2)	ご契約の自動車を運転中に電柱との衝突または崖からの転落などの自損事故で、運転者・搭乗者・保有者が死傷した場合で、再度後遺障害を被り、介護を必要とする認められる場合は、介護費用として1名につき200万円をお支払いします。 ④医療保険金 1名につき日常生活または業務に支障のある治療日数1日につき入院の場合6,000円・通院の場合4,000円 ただし、1回の事故につき1名100万円を限度とします。	①死亡保険金………1名につき1,500万円 ②後遺障害保険金…1名につき50万円～2,000万円 ③介護費用保険金 再度後遺障害を被り、介護を必要とする認められる場合は、介護費用として1名につき200万円をお支払いします。 ④医療保険金 1名につき日常生活または業務に支障のある治療日数1日につき入院の場合6,000円・通院の場合4,000円 ただし、1回の事故につき1名100万円を限度とします。	×	×	×	×	
無保険車傷害保険	自動車事故により、記名被保険者もしくはその配偶者、子、またはご契約の自動車に搭乗中の方が死亡した場合または後遺障害を被った場合で、相手自動車に保険が付いていない等の理由により、相手方から十分な補償を受けられないときに保険金をお支払いします。	○対人賠償保険金額が1名ごとのお支払限度額となります。ただし、相手自動車に対人賠償保険が付いているとき、または他の無保険車傷害保険の適用があるときは、その保険金額のいずれか高い額をご契約の自動車の保険金額から差し引いた額を限度とします。 ○対人賠償保険の保険金額が無制限の場合には、1名につき2億円が限度額となります。 ○人身傷害補償特約の適用がある人身傷害事故の場合、人身傷害補償特約による保険金の額が無保険車傷害保険による保険金の額を下回るときは、無保険車傷害保険金をお支払いします。	×	×	×	×	
搭乗者傷害保険	ご契約の自動車に搭乗中の方(運転中の方を含みます。)が、自動車事故によって死傷した場合、死亡保険金、後遺障害保険金および医療保険金をお支払いします。死亡保険金および後遺障害保険金は、事故発生の日から180日以内に生じた場合に限り、また、医療保険金は、事故発生の日から180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。	①死亡保険金 ○1名につき保険金額の全額(事故発生の日から180日以内に死亡されたとき) ②後遺障害保険金 ○1名につき保険金額の4%～100%(事故発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合は、その程度に応じてお支払いします) ③重度後遺障害特別保険金・重度後遺障害介護費用保険金 ○搭乗者傷害保険により後遺障害保険金が支払われる場合で、重度の後遺障害を被り、かつ、介護を必要とする認められるときに、以下の保険金を追加してお支払いします。 ◇重度後遺障害特別保険金… 1名につき保険金額の10%(100万円限度) ◇重度後遺障害介護費用保険金… 1名につき保険金額の50%(500万円限度) ④医療保険金 ○日常生活または業務に支障のある治療日数1日につき次の額(事故発生の日から180日限度) ・入院保険金 1名につき保険証券記載の入院保険金日額 ・通院保険金 1名につき保険証券記載の通院保険金日額	×	×	×	×	

(注1)車両価額協定保険特約(◆各種特約の概要「車両価額協定保険特約」参照)が自動セットされます。
(注2)人身傷害補償特約(◆各種特約の概要「人身傷害補償特約」参照)をセットされた場合は、自損事故保険は適用されず、人身傷害補償特約でお支払いします。
(注3)地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約または地震・噴火・津波危険「搭乗者傷害」補償特約をセットした場合には、保険金をお支払いします。

<p>事故や故障の時も安心の 「ロードアシスタンスサービス」 24時間365日</p> <p>対人賠償、対物賠償、搭乗者傷害(または人身傷害補償特約)のすべてにご加入のノンフリート契約(またはフリート契約)が対象となります。ロードサービス専用ダイヤルにご連絡なく、ご自身ロードサービス会社に直接手配された場合は、ロードサービス費用のお支払いはできません。 ※詳細につきましては、ロードアシスタンスサービス規約をご確認ください。</p>	<p>レッカーサービス 最大100kmまで無料</p> <p>事故または故障でご契約の自動車が自力で走行不能となった場合、最寄り修理工場まで無料で引きます。</p>	<p>ガス欠ガソリンお届けサービス 10リットルまで無料</p> <p>自宅駐車場(自宅駐車場と同等と判断できる場所)を含みます。以外の場所でガス欠となった場合、10リットルまで無料で提供します。(年に1回まで)</p>
	<p>緊急対応サービス</p> <p>バッテリー上がり・インロック、パンクなど、偶然なトラブル(故障を含みます。)に現場で緊急対応・修理を行います。</p>	<p>相談・情報提供サービス</p> <p>☆各種案内 ☆故障相談 ☆宿泊案内 ☆レンタカー業者紹介 ☆修理業者紹介</p>

各種特約の概要

特約の名称	対象となる損害	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
人身傷害補償特約 ^(注1) <オプション>	被保険者(保険契約により補償を受けられる方)がご契約の自動車または他の自動車 ^(注2) に搭乗中もしくは歩行中に自動車事故で死傷した場合に、その損害について保険金をお支払いします。 (※)「他の自動車」には、記名被保険者、その配偶者またはそれらの同居の親族もしくは別居の未婚の子が主として使用する自動車、またはこれらの使用者の業務のためにその使用者の所有する自動車等を除きます。	○左記の事故で死亡した場合または後遺障害もしくはケガを被った場合、保険金額を限度に、この特約に定めた損害額算定基準に基づいて算定した保険金をお支払いします。	○被保険者がご契約の自動車以外で、記名被保険者、その配偶者またはそれらの同居の親族もしくは別居の未婚の子が所有する自動車に搭乗中、その本人について生じた損害
被保険自動車搭乗中のみ補償特約<オプション>	被保険者がご契約の自動車に搭乗中の自動車事故に補償の範囲を限定する特約です。これにより、自動車を2台以上お持ちの方は、1台を除いてご契約にこの特約をセットすることで、被保険自動車(ご契約の自動車)搭乗中以外の自動車事故について補償の重複を避けることができ、その分の保険料が安くなります。ご契約の自動車に搭乗中以外の自動車事故は補償の対象外となりますのでご注意ください。		
対物超過修理費用特約<オプション>	○対物賠償保険金をお支払いする事故による相手自動車の修理費用が時価額を上回り、被保険者が実際に負担したその差額に対して保険金をお支払いします。	○修理費用と時価額の差額に被保険者の過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。	○対物賠償保険と同じ。
他車運転危険補償特約<自動セット>	この特約は、記名被保険者が個人であるときに自動セットされ、記名被保険者、その配偶者またはそれらの同居の親族もしくは別居の未婚の子が他人の所有する自動車 ^(注2) を借用し、運転中に起こした対人・対物賠償、車両事故(車両保険にご加入の場合のみ)について、保険金をお支払いします。 (※)「他人」の所有する自動車とは、記名被保険者、その配偶者またはそれらの同居の親族が所有または常時使用する自動車以外の家用8車種をいいます。ただし、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有または常時使用する自動車自ら運転中の場合は、その自動車を除きます。	○対人・対物賠償事故でお支払いする保険金は、ご契約の自動車の保険金額がお支払いの限度額になります。	○運転者の使用者の業務(家事を除きます。)のために、その使用者の所有する自動車を運転しているとき。 ○運転者が役員(理事、取締役または法人の業務を執行するその他の職務をいいます。)となっている法人の所有する自動車を運転しているとき。 ○自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。 ○運転者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。
車両価額協定保険特約<自動セット>	ご契約締結における「市販販売価格相当額(ご契約の自動車と同一の用途車種・型式・仕様・年式で同等の消耗度の自動車をいいます。)」を価額として協定し、車両保険金額を規定することで、保険期間中の経年減価にかかわらず、協定した価額を限度に保険金をお支払いします。	○全損の場合は、協定保険価額とします。ただし、保険金額を限度とします。 ○分損の場合は、修理費用から保険証券記載の免責金額(自己負担額)を差し引いた額とします。	○協定保険価額がご契約の自動車の実際の保険価額を著しく超えるときは、その実際の保険価額を限度に保険金をお支払いします。
車両全損時臨時費用補償特約<オプション>(5%・10%)	ご契約の自動車が、車両保険の支払われる事故により全損となる場合、廃車費用や車の買替えの費用として保険金をお支払いします。	○車両保険金額の5%(10万円限度)または10%(20万円限度)を車両保険金額とは別枠でお支払いします。	○地震・噴火・津波による損害 ○無資格免許、酒気帯り運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害
代車費用補償特約<オプション>	ご契約の車両保険で車両保険金のお支払対象となる事故によりご契約の自動車が使用できなくなった場合に、レンタカー等の代車を利用したことにより、被保険者が負担した費用に対して保険金をお支払いします。	○保険証券記載の支払限度日額を限度に、被保険者が実際に負担した1日あたりの代車費用の額に代車借入期間を乗じた額とします。ただし、代車借入期間は30日を限度とします。	○被保険自動車自力で走行できる場合で、被保険者が損傷を修理しなかったとき。
事故付随費用補償特約<オプション>	ご契約の自動車の車両事故に伴って、被保険者が負担した自力走行不能時の臨時費用(臨時宿泊費用、臨時帰宅費用、搬送・引取費用またはキャンセル費用)に対し、保険金をお支払いします。	①臨時宿泊費用保険金 被保険者が負担した臨時宿泊費用の額を、臨時宿泊費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき、1名あたり1万円を限度とします。 ②臨時帰宅費用保険金 被保険者が負担した臨時帰宅費用の額を、臨時帰宅費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき、1名あたり2万円を限度とします。 ③搬送・引取費用保険金 被保険者が負担した搬送・引取費用の額を、搬送・引取費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき5万円を限度とします。	○車両保険と同じ。 ④キャンセル費用保険金 被保険者が負担したキャンセル費用の額から、自己負担額 ^(注1) を差し引いた額を、キャンセル費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき50万円を限度とします。 (※)1,000円またはそのキャンセル費用の20%に相当する額のいずれか高い額とします。
ファミリーバイク特約 ^(注1) (原動機付自転車に関する特約) <オプション>	被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車 ^(注2) による事故で他人を死傷させ、または財物に損害を与えた場合の対人賠償保険、対物賠償保険および原動機付自転車に搭乗中の自損事故保険、無保険車傷害保険について、保険金をお支払いします。 (※)原動機付自転車には、総排気量125cc以下の二輪自動車を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪を除きます。以下同様とします。また、原動機付自転車には、借用原動機付自転車を含みます。	○対人・対物賠償事故でお支払いする保険金は、ご契約の自動車の保険金額がお支払限度額となります。ただし、対物賠償保険の免責金額が5万円を超えるときは、その免責金額を5万円とみなします。	○対人賠償保険、対物賠償保険、自損事故保険、無保険車傷害保険の保険金をお支払いできない主な場合のほか、次の場合 ○被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務(家事を除きます。)のために、被保険者の使用者が運転している間に生じた損害または傷害
身の回り品補償特約<オプション>	ご契約の自動車の車室内・トランク内に収容またはキャリアに固定された日常生活に使用する個人所有の動産(ゴルフバッグなど、ご契約の自動車にポルト・ナットなどで定着されていない身の回り品)に生じた損害に対して保険金をお支払いします。	○1回の事故につき保険金額を限度とし、免責金額(5,000円)を差し引いた額とします。	○キャリアに固定された身の回り品の盗難によって生じた損害 ○許取または横領による損害 ○身の回り品に存在する欠陥、摩擦、腐食、さびその他自然の消耗 ○車外に持ち出された身の回り品に生じた損害 ○紛失による損害
弁護士費用等補償特約 ^(注1) <オプション>	○被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が、自動車事故により他人から死傷させられたり、財物に損害を受け、相手方に損害賠償請求される場合に、弊社との同意を得て支出された弁護士費用・法律相談費用に対して保険金をお支払いします。	①弁護士費用保険金 当社所定の弁護士報酬・司法書士報酬の上限額表(経済的利益の額に対応する上限額表)に定める金額に消費税相当額を加算した金額を限度とし、1回の事故につき、被保険者1名あたり300万円を限度とします。	○対人賠償保険と同じ。 ②法律相談費用保険金 1回の事故につき、被保険者1名あたり10万円を限度とします。

(注)この特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。他の保険契約等をご確認のうえ、ご契約ください。詳細は、重要事項等説明書の「その他ご留意いただきたいこと」(6)特約の補償重複をご参照ください。